

## 社会福祉法人 雄峰福社会 行動計画

職員が仕事と家庭の両立を実現できるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和12年11月30日までの5年間
2. 目標と対策

### 目標1

計画期間における男性の育児休業取得該当者の休業取得率100%

<対策>

- (1) 令和7年12月～ 法事基づく関連諸制度の調査・確認
- (2) 令和8年4月～ 諸制度に関するパンフレットを作成し職員へ配布し制度の周知を図る  
以降、毎年度当初に周知を図る

### 目標2

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を10%削減

<対策>

- (1) 令和7年12月～ 令和7年度の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間の月別状況と業務内容の状況を分析する
- (2) 令和8年4月～ 上記の分析をもとに、事業所毎、職種ごとに法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間の削減に向けた目標を立て、四半期ごとに振り返りを行い次の期間の対策を立案し行動する。